

事 務 連 絡  
平成 30 年 1 月 11 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 伊 藤 淳  
〔 公 印 省 略 〕

平成 30 年度から適用される労災保険率及び労務費率の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、3 年ごとに見直し改定が行われている労災保険料算出に用いる労災保険率及び労務費率の改定については、平成 29 年 12 月 26 日付け事務連絡にて、平成 30 年度から適用される労災保険率等を定める省令案要綱について、労働政策審議会より「妥当」との答申があった旨、急ぎお知らせしたところです。

このたび、厚生労働省労働基準局労災管理課労災保険財政数理室長から、別添のとおり、労災保険率及び労務費率についても、引下げないし据え置く予定であるとの正式な通知がありましたので、貴協会会員企業の皆様に対し、周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

( 担当 : 労働部 長尾 )

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 25 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災管理課労災保険財政数理室長

平成 30 年度から適用される労災保険率および労務費率の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては、労働基準行政、とりわけ労災保険の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険率および労務費率は、原則として3年ごとに改定を行っておりますが、平成 30 年度から適用される労災保険率等を定める省令案について、平成 29 年 12 月 21 日に、労働政策審議会より厚生労働大臣あてに「妥当」との答申がありました。改定内容については別添をご覧ください。今後、平成 30 年 4 月 1 日の施行に向け、速やかに省令改正等の作業を行う予定としております。

なお、今般の改定により、貴会の会員に係る別紙の業種について、労災保険率を引き下げないし据え置く予定としているところです。また、労務費率についても、引き下げないし据え置く予定としているところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。

(参考)

労災保険率の改定等の省令改正案については、以下に掲載されています。

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017 年 12 月 > 労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います（労災保険率等改定に係る資料は「資料 3」）

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188909.html>

## (労災保険率)

業種	現在の労災保険率	改定後の労災保険率
水力発電施設、 ずい道等新設事業	1,000分の79	1,000分の62
道路新設事業	1,000分の11	1,000分の11
舗装工事業	1,000分の9	1,000分の9
鉄道又は軌道新設事業	1,000分の9.5	1,000分の9
建築事業（既設建築物設 備工事業を除く。）	1,000分の11	1,000分の9.5
既設建築物設備工事業	1,000分の15	1,000分の12
機械装置の組立て又は 据付けの事業	1,000分の6.5	1,000分の6.5
その他の建設事業	1,000分の17	1,000分の15

## (労務費率)

業種	現在の労務費率	改定後の労務費率
水力発電施設、 ずい道等新設事業	19%	19%
道路新設事業	20%	19%
舗装工事業	18%	17%
鉄道又は軌道新設事業	25%	24%
建築事業（既設建築物設 備工事業を除く。）	23%	23%
既設建築物設備工事業	23%	23%
機械装置の組立て又は 据付けの事業		
組立又は取付けに 関するもの	40%	38%
その他のもの	22%	21%
その他の建設事業	24%	24%

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

【別添】

(平成30年4月1日改定予定)

(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率
林業	60	60
海面漁業	18	19
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
採石業	49	52
その他の鉱業	26	26
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
道路新設事業	11	11
舗装工事業	9	9
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
建築事業	9.5	11
既設建築物設備工事業	12	15
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
その他の建設事業	15	17
食料品製造業	6	6
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
木材又は木製品製造業	14	14
パルプ又は紙製造業	6.5	7
印刷又は製本業	3.5	3.5
化学工業	4.5	4.5
ガラス又はセメント製造業	6	5.5
コンクリート製造業	13	13
陶磁器製品製造業	18	19
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
金属材料品製造業	5.5	5.5
鋳物業	16	18
金属製品製造業又は金属加工業	10	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
めつき業	7	7
機械器具製造業	5	5.5
電気機械器具製造業	2.5	3
輸送用機械器具製造業	4	4
船舶製造又は修理業	23	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5
その他の製造業	6.5	6.5
交通運輸事業	4	4.5
貨物取扱事業	9	9
港湾貨物取扱事業	9	9
港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
船舶所有者の事業	47	49
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
ビルメンテナンス業	5.5	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
その他の各種事業	3	3

## 特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定予定)

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

	改定後の料率	現行料率
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13
特2 建設業の一人親方	18	19
特3 漁船による自営業者	45	46
特4 林業の一人親方	52	52
特5 医薬品の配置販売業者	7	7
特6 再生資源取扱業者	14	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49
特8 指定農業機械従事者	3	3
特9 職場適応訓練受講者	3	3
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	15	16
特11 履物等の加工の作業	6	7
特12 陶磁器製造の作業	17	17
特13 動力機械による作業	3	4
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	3
特16 特定農作業従事者	9	9
特17 労働組合等常勤役員	3	4
特18 介護作業従事者	5	6

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3
--------------------	---	---

# 労務費率

(平成30年4月1日改定予定)

		改定後の率	現行
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%
道路新設事業		19%	20%
舗装工事業		17%	18%
鉄道又は 軌道新設事業		24%	25%
建築事業		23%	23%
既設建築物設備工事業		23%	23%
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	40%
	その他の もの	21%	22%
その他の建設事業		24%	24%